登記事務の停止の解除について

宮城県の施行に係る川北地区土地改良事業について，下記事務停止区域内の不動産に関する換地処分の登記が本年１２月４日に完了し，登記事務の停止を解除したのでお知らせします。

令和５年１２月４日

盛岡地方法務局

記

管轄登記所　　盛岡地方法務局水沢支局

事務停止区域

一関市花泉町油島字中川南向中島、中川北、仮谷、五輪下境中島、花欠

一関市若柳武鎗字左馬之亟、向原

（盛岡地方法務局水沢支局管轄）